

[8] 歯科医である夫が、勤務先の病院を退職して収入が減少したことを理由として、その前年に成立した婚姻費用分担調停において定められた分担額の減額を求めたが認められなかった事例

原審判を取り消す。

相手方の本件申立てを却下する。

相手方の本件附帯抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の、附帯抗告費用は相手方の各負担とする。

(大阪高決平22・3・3家月62・11・96)

【主張された事情】

相手方（原審申立人）と抗告人（原審相手方）とは、和歌山家庭裁判所平成20年（家イ）第〇〇〇号婚姻費用分担調停事件について平成20年〇月〇日に成立した調停（以下「前件調停」という。）の調停条項1項で相手方が抗告人に対して婚姻費用分担金として月額6万円を支払う旨を定めた。

しかし、相手方は、平成21年〇月に人事の都合で病院を辞めざるを得ず、同年〇月から大学の研究生として勤務しながらアルバイトをして生計を立てようになり、交通費（実費）を除くと手取り収入は1か月約18万7,000円と大きく減少したのであるから、本件調停を申し立てた同年〇月には婚姻費用分担金を減額する必要性が大きかった上、

研究生として勤務しているのは、自らの意思で低い収入に甘んじていることとなり、その収入を生活保持義務である婚姻費用分担額算定のための収入とすることはできない。

したがって、本件においては、相手方の転職による収入の減少は、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更とは認められない。

次に、相手方は、抗告人が〇〇に復職して年360万円の収入があると主張するが、抗告人は前件調停時には既に〇〇に復職しており、前件調停はこれを前提に合意されたものということができるから、この収入があることをもって、前件調停で合意した婚姻費用分担額を変更する事情の変更は認められない。

解説

1 問題の所在

婚姻費用分担につき、調停が成立している場合、どのような事情を考慮できるかが問題となるが、本件では、「合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要である」と厳格に解している。また、変更審判をする要件としては、「分担額の変更をやむを得ない」と考えられることが示されているように読める。

2 本決定の位置づけ

本決定では、婚姻費用分担調停で合意された分担額の減額請求を認め得る要件として、「合意当時予測できなかった重大な事情変更が生じた場合など、分担額の変更をやむを得ないものとする事情の変更が必要」と非常に厳格に判断している。

判（家月62卷11号100頁）は、相手方の有する資格や職歴からすると、現在の収入が比較的の低額であり、また相手方自身の大学学費の支払が妻子に対する生活保持義務に当然優先するものではないとしても、相手方において直ちに現状より高収入の職に転じるべしとの規範的觀点を容れるのでない限り、夫婦の現在の年収を子供の養育費を含む互いの生活費等に公平に割り振ると、抗告人が相手方から受けるべき婚姻費用は月額1万円とせざるを得ないとしたため、これに対して抗告人が抗告し、相手方も附帯抗告したのが本件抗告審である。

【事実経過】

① 抗告人と相手方は、平成18年〇月〇日に婚姻し、平成19年〇月〇日に長女が出生した。抗告人と相手方は、長女が出生した頃から夫婦喧嘩が絶えなくなり、相手方の転勤を機に平成20年〇月下旬から別居していた。

[52] 母が親権者となつたが、母子関係は良好でなく、父とは良好な関係にある母方親族が子の監護養育を担つており、10歳の子の意思を尊重して父への親権者変更申立てが認容された事例

未成年者Aの親権者を相手方から申立人に変更する。

(東京家審平23・2・12判時2254・93)

【主張された事情】

離婚の際に子の親権者として母が指定されたものの、母子関係は良好でなく、子が母方親族のもとで監護養育され、父と母方親族との関係は良好であって、10歳の子自身も現状維持と将来的に父との生活を希望している場合に、現状の監護状態と子の意思を尊重して、父への親権者変更の申立てを認容した事案である。

となり、監護が疎かになっていたため、次第に姉Dを中心とする相手方の親族が未成年者の監護を担うようになっていた。

④ 以上の経緯を経て、平成24年〇月〇日、相手方は、その居所住所地に所在する賃貸物件へ転居した。転居に際し、相手方は未成年者を伴おうとしたが、未成年者はこれを拒否し、相手方実家に留まった。

⑤ 現在、未成年者は〇〇の公立小学校の5年生であり、姉Dを中心とする相手方の親族による監護のもと相手方実家で生活している。そして、申立人とは、月に1回の頻度で週末にかけ申立人宅に宿泊するなどの交流が存するが、相手方との交流はほぼ途絶えている。

⑥ 申立人は映像制作会社に勤務し、約600万円の年収を得ている。

他方、相手方は、事務職員としてデータ入力等の業務に従事しております、月収約15万円を得ている。

【裁判所の判断】

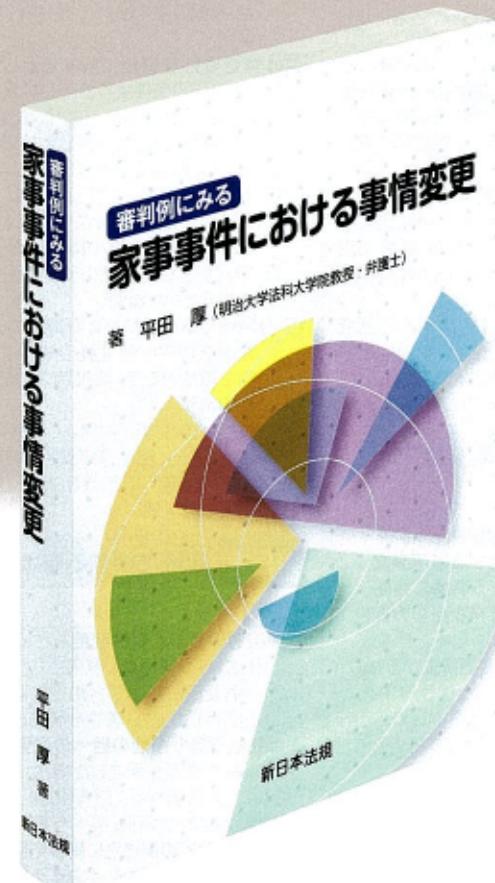
未成年者は、姉Dを中心とする相手方親族による監護のもと、相手方実家で生活しているところ、本件記録に照らしても、未成年者の監護状況に問題点は見当たらない。そして、家庭裁判所調査官による平成25年〇月〇日付け調査報告書（以下「本件報告書」という。）によると、未成年者の実際の監護を担う姉Dを中心とする相手方親族と申立人との関係は良好であるのに対し、相手方親族と相手方との関係は良好でないことが確認できる。

しかも、本件報告書によれば、未成年者の相手方に対する印象・評価も良好でないことは否定し難い上、家庭裁判所調査官が未成年者に今後の生活等についての意向を尋ねたに対しても、未成年者は、相

判断の指針となる事例を集約した唯一の書！

審判例にみる 家事事件における事情変更

著 平田 厚（明治大学法科大学院教授・弁護士）



A5判・総頁376頁
本体価格 4,100円+税
送料実費

電子書籍版も
発売!!

webショップからお申し込みいただけます。
新日本法規 Web で検索
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

〔電子書籍版〕
本体価格 3,300円+税



0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創立70周年
これからもお客様とともに
新日本法規出版



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 総論

- 1 家事事件における事情変更の問題
- 2 契約法における事情変更の原則
- 3 家事事件における事情変更の特質
- 4 家事事件手続法78条の解釈
- 5 事情変更に基づく審判の要件
- 6 民法・家事事件手続法による事情変更に基づく審判の取消し・変更
- 7 取消審判と変更審判

第2章 婚姻費用分担に関する事情変更

概説

- 1 婚姻費用分担と事情変更の法理
- 2 事情変更において斟酌できる事情の範囲
- 3 婚姻費用分担における審判変更等の要件
- 第1 緩やかに変更を認めるもの**
 - (1) 婚姻がすでに破綻の状態にある夫婦間において婚姻費用の分担を認めた事例
 - (2) 婚姻費用分担額の算定方式について、相手方が復職して予想された収入よりかなり高額の収入を得られるようになった現時点では実情に適さないものとして変更した事例
 - (3) 調停によって定められた婚姻費用分担額について、その後の双方の収入等の事情変更により、標準的な算定表を参照して減額変更した事例

- 第2 必要性と相当性を要件として変更を認めるもの**
 - (4) 調停で定められた婚姻費用分担額につき、事情変更により調停の内容を維持することが不当な結果となっている場合は、その後の審判によって取消し・変更しうるのが相当であるとした事例
 - (5) 繼続的法律関係を設定した調停は、その確定後生じた事情変更により、その内容を維持することが不当となった場合には、いつでも後の審判によって取消し・変更ができるとした事例
 - (6) 婚姻費用分担額が給付判決によって確定している場合について、その後の事情変更により、適正な額に減額する審判を申し立てることができるとした事例

- 第3 予見しない事情がある場合に限定して変更を認めるもの**
 - (7) 調停によって婚姻費用分担方法が定められた場合でも、その後事情変更が生じたときには、事情変更ないし民法880条の類推によって、その変更審判をすることができるとした事例

- 第4 事情変更による取消しの可否**
 - (9) 離婚判決の言渡しがあったからといって婚姻費用分担金の仮払を命じる審判前の保全処分を取り消すべきでなく、事情の変更となるかどうかを判断すべきであるとした事例

第3章 面会交流に関する事情変更

概説

- 1 面会交流の概念
- 2 面会交流と事情変更の法理
- 3 事情変更において斟酌できる事情の範囲
- 4 面会交流における審判変更等の要件

第1 面会交流を禁止するもの

- (10) 離婚訴訟の和解条項で面会交流を定めたものの、その後の事情の変更によって、子らの福祉を著しく害し、若しくは害する蓋然性が高いと認められるため、面会交流を禁止した事例
- (11) 離婚後母のもとで監護されている子と父との面会交流を定めた調停条項を取り消し、一時的に面会交流を禁止した事例
- (12) 離婚後毎月1回の面会交流を認める旨の調停が成立したが、相手方が背信的行動を重ねたことに基づいて、面会交流を定めた調停条項を変更し、面会交流を全面的に禁止した事例

第2 面会交流のルールを変更するもの

- (13) 不適切な面会交流を繰り返し、申立人の養育監護に干渉するなどしたため、面会交流を一時的に禁止し、その後の面会交流のルールを変更した事例
- (14) 協議離婚後おおむね1月1回の割合で面会交流が実施されていたところ、当面は宿泊付き面会交流は控える等の調整を行なうのが相当であるとして、原審判を変更した事例

第4章 養育費に関する事情変更

概説

- 1 養育費支払義務の実定法的根拠
- 2 養育費支払義務の変更に関する適用条文
- 3 事情変更において斟酌できる事情の範囲
- 4 養育費支払義務に関する審判変更等の要件
- 5 養育費の算定等について

第1 再婚の事情等に基づいて変更請求するもの

- (15) 離婚後の再婚や養子縁組という事情を考慮し、事情の変更には該当するものの、申立人が努力すれば支払可能であるとして、申立人の減額請求を却下した事例

第2 収入の減少等に基づいて変更請求するもの

- (16) 収入減少等の事情変更を理由として、調停で定めた養育費支払義務を減額した事例
- (17) 公正証書によって定められた養育費約定につき、双方の生活を公平に維持していくためにも、減額することが必要とされるだけの事情変更があると認めた事例

第3 物価の変動等に基づいて変更請求するもの

- (19) 消費者物価指数の変動、俸給手取額の増加等を考慮し、前になされた婚姻費用分担(養育費を含む)の審判を変更して、婚姻費用分担額の増額の審判をした事例
- (20) 別居中の未成年者3名の養育費相当分の増額につき、父母の収入程度等の諸般の事情に最低生活費を斟酌して、父の分担すべき養育費の額を増額した事例

- (21) 土地の資産価値が変化したことを理由として、養育費の減額あるいは免除を求めた事案において、減額あるいは免除を認めるような事情変更には当たらないとして請求を

却下した事例

第4 需要の増加等に基づいて変更請求するもの

- (22) 申立人の生活程度が普通以上で事件本人の日常生活に事欠くようことがなく、事件本人が学齢期に達すれば養育費が多少増加する程度のことは事情の変更に当たらないとした事例
- (23) 離婚の際、母が子の養育費を負担する旨約したとしても、子の成長に伴って教育費が増加する等、その後事情に変更を生じたときは、その約定の変更を求めることができるとした事例
- (24) 子の養育費として1,000万円を受領したが、子の中学校卒業までに使い切ってしまい、さらなる養育費の支払を求める事案において、事情変更を認めて養育費請求を認めた事例

第5 変更要件を厳格に解するとしたもの

- (25) 民法880条による協議又は審判後の事情には、すでに判明していた事情のほか当事者において当然予見した事案も含まれるため、事情変更とはいえないとした事例
- (26) 協議離婚の際に公正証書によって合意した養育費につき、軽々に変更されるべきではないが、父母双方の再婚や養子縁組も、事情変更として合意の変更が許されるべきであるとした事例
- (27) 調停で定められた養育費について、収入の減少を理由に養育費の減額を認めた原審判を取り消して、減額請求を却下した抗告審の事例
- (28) 離婚時の合意に基づいて養育費を支払ってきたところ、相手方が支払終期の延長変更を求める審判において、相手方の申立てを却下した事例

第5章 親権に関する事情変更

概説

1 親権者の変更と事情変更

- (1) 民法819条6項の意義
- (2) 事情変更において斟酌できる事情の範囲
- (3) 親権者指定の協議や審判の変更等の要件

2 単独親権者から他の親への変更

- (1) 単独親権者が死亡した場合

- (2) 単独親権者が行方不明になった場合

- (3) 単独親権者が判断能力を喪失した場合

3 親権者としての適格性に基づく他の親への変更

- (1) 双方の監護能力を考慮するもの

- (2) 現在の安定性を考慮するもの

- (3) 子の意思を考慮するもの

4 共同親権者から他の親への変更

第1 親権者の死・行方不明・判断能力喪失による変更

1 親権者の死亡による変更

- (1) 後見が開始するとして親権者変更を否定したものの

- (2) 後見人選任前に限定して親権者変更を認めたもの

- (3) 後見が開始するとして抗告を棄却した事例

2 親権者の行方不明による変更

- (4) 親権者が所在不明となった場合、当然に親権者を変更すべき原因になるものとはいえないとして、児童福祉施設に入所中の子についてなされた親権者変更の申立てが却下された事例

- (5) 親権者である父が行方不明となった場合、事件本人である子を実子同様に監護養育している叔母夫婦と正式に養子縁組させるためになされた母への親権者変更の申立てが却下された事例

- (6) 親権者である父が行方不明となった場合、事件本人である子を実子同様に監護養育している叔母夫婦と正式に養子縁組させるためになされた母への親権者変更の申立てが却下された事例

3 親権者の判断能力喪失による変更

- (7) 親権者が交通事故によって判断能力を喪失した場合、本来は未成年後見が開始すべきであるとしながら、父への親権者変更を認めた事例

- (8) 認知した未成年の子が扶養料を請求したところ、父の生活状況にゆとりがないため、扶養料を命じるとともに、将来事情変更に

変更を認容したもの

第2 親権者としての適格性による変更

- (32) 離婚による単独親権者が死亡した場合、未成年後見人の選任後であっても、実親への親権者変更を決定したとした事例
- (33) 離婚による単独親権者が死亡した場合、未成年後見人も実親による子の引取りと親権者変更を望んでいる場合に、実親への親権者変更を認めた事例
- (34) 離婚による単独親権者が死亡した場合、遺言によって未成年後見人が指定されている場合に、実親への親権者変更を認めた事例
- (35) 長女の親権者となつた父が子の監護養育を行っており、事実上子の監護養育を行ってきた母への親権者変更を認めた事例
- (36) 長女の親権者となつた父と二男の親権者となつた母が、相互に子の連れ去りや連れ戻しを繰り返した結果、父が二男の親権者変更を求め、母が長女の親権者変更を求めて争った事例
- (37) 離婚による単独親権者となつた母の監護能力に問題があるとして父への親権者変更を認めた事例
- (38) 単独親権者である母が死亡し、子が多額の遺産を相続したため、未成年後見が相当であるとして、借金を抱える実父の親権者変更の申立てを却下した事例
- (39) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否定したものの
- (40) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (41) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (42) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (43) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (44) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (45) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (46) 長女の親権者となつた父と二男の親権者となつた母が、相互に子の連れ去りや連れ戻しを繰り返した結果、父が二男の親権者変更を認めた事例
- (47) 長女の親権者となつた父と二男の親権者となつた母が、相互に子の連れ去りや連れ戻しを繰り返した結果、父が二男の親権者変更を認めた事例
- (48) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (49) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (50) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (51) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (52) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (53) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (54) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (55) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例
- (56) 離婚による単独親権者となつた母が、親権者変更を申し立てたところ、原審判が申立てを却下したため抗告したが、親権者変更を否認した事例

第2 事情変更に基づく扶養料の変更を認めめたもの

- (55) 親族関係調整調停事件の調停条項で定めた以外の扶養料につき、扶養権利者の扶養必要性と扶養義務者の扶養可能性に照らして、調停外の扶養料の請求を認めた事例
- (56) 老親夫婦が医師となって高額所得者となつて、長男に対し扶養料を請求し、老親夫婦の子に対する過去の養育の事実等を考慮して扶養義務が認められた事例
- (57) 遺産分割後に紛争調整調停事件において調停に代わる審判がなされた場合、即時抗告期間後に、家庭裁判所が職権で当該審判の取消し・変更をすることはできないとした事例
- (58) 裁判所の後見的役割及び合目的性の優位に鑑みて、非証明事件においては裁判が事情変更によって不当となった場合は、確定後においてもこれを取り消したとした事例
- (59) 資産のある継母と養子縁組し、実父の遺留分放棄の許可審判がなされたが、実父の相続開始前に継母と離婚したため、事情変更に基づいて遺留分放棄の許可審判が取り消された事例
- (60) 強制執行の不安から遺留分放棄の許可審判がなされたが、債務完済という事情変更を理由とする遺留分放棄の許可審判の取消申立てを不当として排斥した事例
- (61) 負債整理の条件として遺留分放棄の許可審判がなされたが、被相続人の意思も変わったという事情変更を理由とする遺留分放棄の許可審判の取消申立てを却下した事例
- (62) 妻と認知した子の間の紛争予防のため財産贈与と遺留分放棄がなされたが、被相続人死亡後に事實を知った子の事情変更に基づく遺留分放棄の許可審判取消申立てを却下した事例

第7章 相続に関する事情変更

概説

- 1 遺産分割と事情変更
- 2 特別縁故への財産分与と事情変更
- 3 遺留分放棄の許可審判に対する事情変更に基づく取消し

第1 遺産分割に関する事情変更が問題となつたもの

- (57) 遺産分割後に紛争調整調停事件において調停に代わる審判がなされた場合、即時抗告期間後に、家庭裁判所が職権で当該審判の取消し・変更をすることはできないとした事例
- (58) 裁判所の後見的役割及び合目的性の優位に鑑みて、非証明事件においては裁判が事情変更によって不当となった場合は、確定後においてもこれを取り消したとした事例

第2 特別縁故への財産分与に関する事情変更が問題となつたもの

- (59) 資産のある継母と養子縁組し、実父の遺留分放棄の許可審判がなされたが、実父の相続開始前に継母と離婚したため、事情変更に基づいて遺留分放棄の許可審判が取り消された事例
- (60) 強制執行の不安から遺留分放棄の許可審判がなされたが、債務完済という事情変更を理由とする遺留分放棄の許可審判の取消申立てを却下した事例

第3 遺留分放棄の許可審判の事情変更による取消しが問題となつたもの

- (59) 資産のある継母と養子縁組し、実父の遺留分放棄の許可審判がなされたが、実父の相続開始前に継母と離婚したため、事情変更に基づいて遺留分放棄の許可審判が取り消された事例
- (60) 強制執行の不安から遺留分放棄の許可審判がなされたが、債務完済という事情変更を理由とする遺留分放棄の許可審判の取消申立てを却下した事例

内容を一部変更することができますので、ご了承ください。

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番5号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番8番地の2
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番1号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目5番9号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地
(2017.12)509831